

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
二瀬ダム管理所

鏡

1. 工事名

工事名	R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事
工事地名	埼玉県秩父市大滝3931-1

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	12) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	二瀬ダム管理所	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025030002	14) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	17) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		18) 調 整 区 分	0
8) 工 期	229日間 自 令和 8年 5月11日 (当初) 至 令和 8年12月25日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	20) 現場管理費対象額	
10) 地 区	秩父地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	二瀬ダム	22) 処 分 費 等	0
		23) 公 告 日	令和 8年 3月12日
		24) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
----------	-------	----------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
電子応用設備(機器単体)		式	1		10,000,000				
CCTV設備		式	1		10,000,000				
CCTV監視制御装置		式	1		10,000,000				
CCTV制御サーバ		台	1	9,700,000	9,700,000			単-1号	
CCTV操作端末		台	1	300,000	300,000			単-2号	
機器単体費		式	1		10,000,000				
電子応用設備		式	1		212,390				
CCTV設備工		式	1		165,890				
CCTV監視制御装置設置工		式	1		138,130				
CCTV制御サーバ設置		台	1	89,720	89,720			単-3号	
CCTV操作端末設置		台	1	48,410	48,410			単-4号	
CCTV監視制御装置撤去工		式	1		27,760				

設計内訳書

工事名	R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事 (当初)					事業区分	電気通信設備			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	電子応用設備(機器単体)	数量増減	金額増減	摘要
CCTV制御サーバ撤去		台	1	13,880	13,880					単-5号
CCTV操作端末撤去		台	1	13,880	13,880					単-6号
工場製品輸送工		式	1		46,500					
輸送工		式	1		46,500					
輸送(電気)		式	1		46,500					内-1号
直接工事費		式	1		212,390					
共通仮設費		式	1		22,743					
共通仮設費		式	1		3,743					
技術管理費		式	1		3,743					
電気通信施設資産管理用データ作成費		式	1		3,743					内-2号
共通仮設費(率計上)		式	1		19,000					
純工事費		式	1		235,133					

設計内訳書

工事名	R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場管理費		式	1		82,000				
機器間接費		式	1		1,888,000				
技術者間接費		式	1		66,000				
機器管理費		式	1		1,822,000				
工事原価		式	1		2,205,133				
一般管理費等		式	1		534,867				
工事価格		式	1		12,740,000				
消費税相当額		式	1		1,274,000				
工事費計		式	1		14,014,000				

1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単-1号	CCTV制御サーバ		単位	台	数量		1	単価	9,700,000
	名称		単位	数量	単価	金額		摘要	
	機器単体費(台)	9700000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	9,700,000	9,700,000			
	計					9,700,000			
	単価					9,700,000		円/台	

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	CCTV操作端末		単位	台	数量		1	単価	300,000
	名称		単位	数量	単価	金額		摘要	
	機器単体費(台)	300000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	300,000	300,000			
	計					300,000			
	単価					300,000		円/台	

1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単-3号	CCTV制御サーバ設置		単位	台	数量		1	単価	89,720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	各種（サーバ・ブリッジ）情報設備据付	サーバ 新設 補正なし	台	1	27,750	27,750			
	各種情報設備調整	サーバ 補正なし	台	1	61,970	61,970			
	計					89,720			
	単価					89,720	円/台		

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単-4号	CCTV操作端末設置		単位	台	数量		1	単価	48,410
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	各種（サーバ・ブリッジ）情報設備据付	表示端末装置 新設 補正なし	台	1	27,750	27,750			
	各種情報設備調整	表示端末装置 補正なし	台	1	20,660	20,660			
	計					48,410			
	単価					48,410	円/台		

1次単価表

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単-5号	CCTV制御サーバ撤去		単位	台	数量		1	単価	13,880
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	各種 (サーバ・ブリッジ) 情報設備据付	サーバ 撤去(不使用) 補正なし	台	1	13,880	13,880			
	計					13,880			
	単価					13,880	円/台		

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

単-6号	CCTV操作端末撤去		単位	台	数量		1	単価	13,880
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	各種 (サーバ・ブリッジ) 情報設備据付	表示端末装置 撤去(不使用) 補正なし	台	1	13,880	13,880			
	計					13,880			
	単価					13,880	円/台		

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
	機器単体費（台）	9700000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価 9,700,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費			台	1	9,700,000	9,700,000	
計						9,700,000	
単価						9,700,000	円/台

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
	機器単体費（台）	300000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価 300,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機器単体費			台	1	300,000	300,000	
計						300,000	
単価						300,000	円/台

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
	各種（サーバ・ブリッジ）情報設備 据付	サーバ 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価 27,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術員			人	1	27,744	27,744	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						27,750	
単価						27,750	円／台

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
	各種情報設備調整	サーバ 補正なし	単位	台	数量	1	単価 61,970
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者			人	1.5	41,310	61,965	
諸雑費（まるめ）			式	1		5	
計						61,970	
単価						61,970	円／台

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
各種（サーバ・ブリッジ）情報設備 据付	表示端末装置 新設 補正なし	単位	台	数量	単価	金額	単価 27,750
名称	規格	単位	数量	単価	金額	金額	摘要
電気通信技術員		人	1	27,744	27,744	27,744	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	6	
計						27,750	
単価						27,750	円／台

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
各種情報設備調整	表示端末装置 補正なし	単位	台	数量	単価	金額	単価 20,660
名称	規格	単位	数量	単価	金額	金額	摘要
電気通信技術者		人	0.5	41,310	20,655	20,655	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	5	
計						20,660	
単価						20,660	円／台

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
各種（サーバ・ブリッジ）情報設備 据付	サーバ 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	単価	金額	単価 13,880
名称	規格	単位	数量	単価	金額	金額	摘要
電気通信技術員		人	0.5	27,744	13,872		
諸雑費（まるめ）		式	1		8		
計					13,880		
単価					13,880	円/台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00000002000
各種（サーバ・ブリッジ）情報設備 据付	表示端末装置 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	単価	金額	単価 13,880
名称	規格	単位	数量	単価	金額	金額	摘要
電気通信技術員		人	0.5	27,744	13,872		
諸雑費（まるめ）		式	1		8		
計					13,880		
単価					13,880	円/台	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
輸送費（電気）	46500円/台	単位	台	数量	1	単価 46,500
貨物自動車運送料金（電気）		台	1	46,500	46,500	
計					46,500	
単価					46,500	円/台

R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 機器単体費	10,000,000
(2) 直接工事費	212,390
(3) 共通仮設費	22,743
(4) 純工事費	235,133
(2) + (3)	
(5) 現場管理費	82,000
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(7) 機器間接費	1,888,000
(8) 工事原価	2,205,133
(4) + (5) + (6) + (7) + (8)	
(9') 一般管理費等 (計上額)	534,867
(10') その他費目計	0
(11) 業務委託料等	0
(12) 工事価格	12,740,000
(1) + (8) + (9') + (10') + (11) (万円未満切り捨て)	

(18) 工場製作原価 0

(9) 一般管理費等 (計算額) 543,327)

(13) 消費税相当額	1,274,000
(14) 請負工事費	14,014,000
(12) + (13)	
(15) 入札書比較価格	12,740,000
(請負工事費の100/110)	
(16) 調査基準価格	12,716,000
(17) 調査基準価格の100/110	11,560,000

(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0				
対象工事費	212,390	直接工事費	212,390	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		46,500					
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分2, 7		0	（工場原価）				
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分9		46,500	（間接費非対象額）				
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）				
対象額 支給品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		165,890	現工事	0	合算工事	0	
全処分費等を除く共通仮設費対象額		165,890		0		0	
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		9.05 %		0 %			
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正	1			
率（補正後）		12.01 %	（11.77% × 週休1.02）				
計上額		19,000		0		0	
比較結果							
当該追加工事		A					
	0	0			調整工事計上額	0	

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	212,390		
非対象額計（－）	46,500				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	46,500	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,743				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	3,743
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					22,743

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	235,133	単独（追加工事）直接工事費	212,390	単独（追加工事）共通仮設費	22,743
非対象額計（－）	46,500				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	46,500	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	188,633	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	188,633		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	42.35 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	43.62 %（42.35% × 週休1.03）		0 %		
計上額	82,000		0		0
			156,728	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	82,620
電気通信技術者	82,620
電気通信技術員	0
技術者間接費率	80 %
技術者間接費	66,096
SI技術者労務費	0
SI電気通信技術者	0
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	0
技術者間接費計上額	66,000

(2) 機器管理費

機器単体費	10,000,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	10,000,000
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	10,000,000
機器管理費率（補正前）	18.22 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	18.22 %
機器管理費計上額	1,822,000
機器間接費計上額	1,888,000

一般管理費等（当初）

事務所名	二瀬ダム管理所	工事番号	2025030002	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				河川維持工事

工事原価	2,205,133				
純工事費	235,133	現場管理費	82,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	1,888,000	工場製作原価	0		
非対象額計（－）	46,500				
管理費区分 9	46,500	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	2,158,633	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	2,158,633	現工事	0	合算工事	0
		（調整工事入力で使用）			
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	2,158,633				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	25.13 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	534,867				
業務委託料等	0				
調査基準価格	12,716,000				
調査基準価格の100/110	11,560,000	（ 90.74 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事

国土交通省 関東地方整備局
二瀬ダム管理所

工事数量総括表

工事名	R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電子応用設備(機器単体)		式		1		
CCTV設備		式		1		
CCTV監視制御装置		式		1		
CCTV制御サーバ		台		1		
CCTV操作端末		台		1		
機器単体費		式		1		
電子応用設備		式		1		
CCTV設備工		式		1		
CCTV監視制御装置設置工		式		1		
CCTV制御サーバ設置		台		1		
CCTV操作端末設置		台		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
CCTV監視制御装置撤去工		式		1		
CCTV制御サーバ撤去		台		1		
CCTV操作端末撤去		台		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
電気通信施設資産管理用データ作成費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 二瀬ダムCCTV制御設備更新工事

特記仕様書

令和8年3月

国土交通省 関東地方整備局

二瀬ダム管理所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書(令和7年3月改訂)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙-1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
(1)各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。

(2) 工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

(3) 下請次数は3次までであること。

(4) 現場に連絡員(※)を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

(5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

(6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

(7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

(8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に

求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
 - (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事ではない。
 - (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 3. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）
 4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
 5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 22 年 9 月 6 日付け国地契第 20 号）による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第7条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

- (1) 設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制（別紙－2）
- (2) 障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制（別紙－3）

第8条 コリنز CORINS への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
4. 共通仕様書 1-1-1-7 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。
起点 埼玉県秩父市大滝地先
緯度 35° 56' 40" 経度 138° 54' 41"
終点 埼玉県秩父市大滝地先
緯度 35° 56' 40" 経度 138° 54' 41"
5. 共通仕様書 1-1-1-7 コリنز(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、二瀬ダム管理所に設置された CCTV 制御設備の更新を行う工事である。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 10 条 調査・試験に対する協力低入札価格調査制度調査対象工事

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は二瀬ダム管理所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 11 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和 7 年 3 月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和

7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-6)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第13条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版)に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.7)
令和7年3月版国土交通省(国土技術政策総合研究所)

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開サービスユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第15条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合がありますため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続き

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事

務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)(令和6年3月改定)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準(案)(令和6年3月改定)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第21条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載し

ている技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのももよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第22条 現場環境改善快適トイレの設置

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満た

す快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第23条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第24条 安全管理推進技術者等認定

1. 概要

関東地方整備局(港湾・空港部・営繕部関係を除く)が発注した工事(以下、「直轄工事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管

理推進技術者」(以下、「優秀認定技術者」という)として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」(以下、「認定ロゴマーク」という)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用(印刷、シール)することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第25条 架空線等上空施設の事故防止対策

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月関東地方整備局河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP > 河川 > 技術情報に掲載している。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第26条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第27条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第28条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でのディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第29条 交通安全管理工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第30条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第31条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の

責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第32条 工程表

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第33条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表(別紙-5)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第34条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)(受注者希望方式)」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断の上、発注者

に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の变形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の变形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の变形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の变形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休 2 日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休 2 日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 3 5 条 個人情報の取扱

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-4）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第36条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	すべての工種	8:00~17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第37条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	工期（予定）
R7二瀬ダムネットワーク設備更新工事	令和8年5月～令和9年3月

第38条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 39 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 38 条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 38 条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 40 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部

分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日(国不建第273号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第41条 契約後VE方式

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、VE 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項の VE 提案を契約の締結日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出された VE 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. VE 提案の採否について、原則として、VE 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
12. VE 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。

- 1 3. 評定の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
- 1 4. 発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 4 2 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 3 8 条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 4 3 条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第 4 4 条 情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報(以下「要保護情報」という。)を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、電気通信設備工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式-18 を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

- ・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- ・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第 4 5 条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第 4 6 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 4 7 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像

により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入している WEB 会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等において WEB 会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 48 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月):(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 49 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第50条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 共通事項

第51条 システム停止

受注者は、本工事によりシステムが停止する場合は、停止する1ヶ月前までに監督職員に停止期間、停止設備等について承諾を受けるものとする。

第52条 電気通信施設資産管理用データの作成

本工事は、電気通信施設資産管理用データ作成の対象工事である。

以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時までに電子媒体により監督職員に1部提出するものとする。

なお、データ作成に必要となる「電気通信施設DB（ETAシステム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

1. 提出データ

（1）施設情報（記入様式）

（2）写真（全体、銘板、設置状況等、各装置3枚程度）

2. 提出方法

データは、提出前にウィルスチェックを行うものとし、任意のウィルス対策ソフトで、ウィルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウィルス対策ソフト名」「ウィルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第53条 撤去品等の処理

1. 既設設備の撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。

2. 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

3. 撤去品の処分、運搬（共通仮設費（運搬費）に計上している分を除く）費用については当初見込んでいないが、適正な処理方法を選定し監督職員と協議しなければならない。処分等に要する費用は、都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの処理費内訳等を監督職員へ提出することにより設計変更の対象とする。

第54条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの厳守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

なお、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第55条 資産管理ソフトウェアのインストール

受注者は、サーバやPC端末装置等を設置する場合は、発注者が指定する資産管理ソフトウェアの導入検証を行い、設置する全端末装置等にインストールを行うものとする。

なお、ライセンス及びインストール用ソフトウェアは発注者より提供するものとする。

第56条 ソフトウェアライセンスの提出

受注者は、サーバやPC端末装置等に市販されているソフトウェア等をインストールした場合は、そのソフトウェアのライセンスキーやプロダクトID等が記載されたライセンス証書や発行証明書等を設備図書として監督職員に提出するものとする

第57条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第3章 CCTV設備工

第58条 機器仕様

本工事で設置する機器の仕様は、別添1「R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事機器仕様書」によるものとする。

第59条 一般施工

1. 調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるように入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。

第60条 IPアドレス等構成管理情報の管理について

1. 受注者は、発注者より貸与された IP アドレス等の構成管理情報に係る関係資料について、その必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却すること。
2. 本工事により IP アドレス等の構成管理情報に係る関係資料に追加・修正が必要となった場合は、追加・修正した同情報に係る関係資料を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事完成時まで、本工事により知り得た IP アドレス等の構成管理情報（追加・修正した同情報に係る関係資料を含む）を全て消去するとともに、それを実施した旨を書面により監督職員に提出しなければならない。

R 7 二瀬ダム CCTV 制御設備更新工事
機器仕様書

令和 8 年 3 月

二瀬ダム管理所

1. CCTV 制御サーバ

(1) 機器仕様

- | | |
|--------------|--|
| a) 構造 | ラックマウントによる実装が可能なこと。
原則、既設 CCTV サーバ同様に設置できること。 |
| b) OS | Windows Server 2025 以上 |
| c) CPU | Intel Xeon Silver プロセッサ 2.8GHz 相当、8C 以上 |
| d) 主メモリ | 16GB 以上 |
| e) 補助記憶装置 | 500GB×2 (RAID1) 以上 |
| f) 通信インタフェース | 1000BASE-T×1 以上 |
| g) 環境条件 | 動作温度：10～35℃
湿度：10～80%RH(但し、結露なきこと) |
| h) その他 | Web サーバ機能(機能仕様は 1. (2) 項記載)を有すること。 |
| i) 電源 | AC100V、50Hz |

(2) 機能仕様

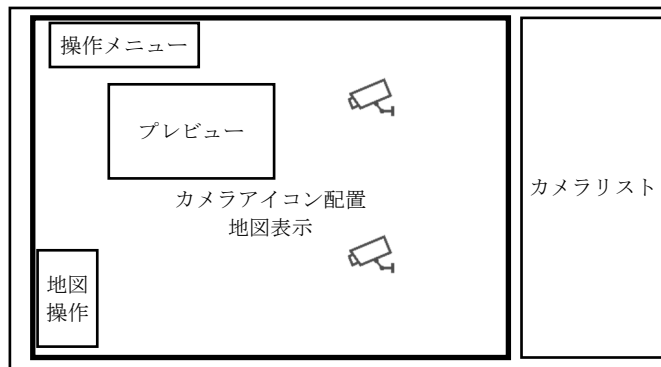
a) WEB 操作機能

利用者が操作する各種画面を WEB で提供する。なお、提供画面は Microsoft Edge (IE 互換モードは不可) で動作するものとし、必要な処置を CCTV 制御サーバにて行うものとする。操作 PC の OS は Windows11 とする。

対象 PC は CCTV 操作端末又は職員 PC とし、Microsoft Edge (IE 互換モードは不可) で映像表示可能とさせるための、PC へのソフトデコーダのインストールは不要とする。

【画面例】

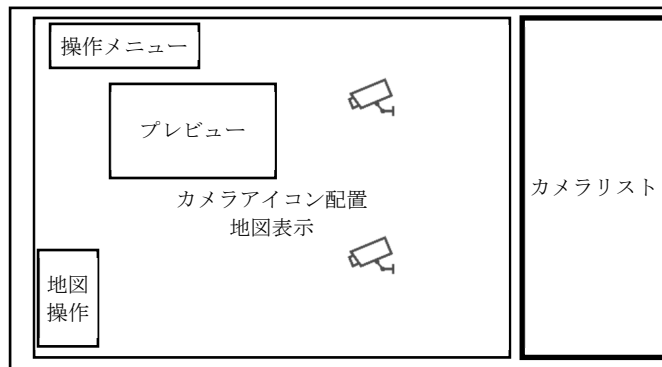
カメラ選択 (地図) 画面



カメラ選択 (地図) 画面例

- ① 地図上にエンコーダの URI 情報を埋め込んだカメラアイコンを配置
- ② 拡大/縮小ボタンにより地図表示の拡大/縮小が可能
縮小によりカメラアイコンが重なる場合は複数カメラアイコンに切替える。
また、カーソルを合わせることでカメラ名称を複数台表示させることが可能。
- ③ 地図部分をマウスでクリック (ドラッグ) あるいは方向矢印を選択して地図表示の移動が可能
- ④ 配置されたカメラアイコンをクリックすることにより、カメラを選択
- ⑤ 選択されたカメラ映像を選択することでポップアップウィンドウにてプレビュー表示
- ⑥ カメラ選択後、操作画面ボタンをクリックすることによりカメラ映像を表示
- ⑦ 地図切替画面にて航空写真地図に切替

カメラ選択（リスト）画面



カメラ選択（リスト）画面例

- ① カメラリストをクリックするとカメラリストが展開される
- ② カメラリストを選択すると、検索結果にカメラ名称が表示される
- ③ カメラ名称にエンコードの URI 情報を埋め込む
- ④ カメラ名称をクリックすることにより、カメラを選択
- ⑤ プレビュー表示エリアにて、選択されたカメラ映像のプレビュー表示
- ⑥ カメラ選択後、操作画面ボタンをクリックすることによりカメラ映像を表示

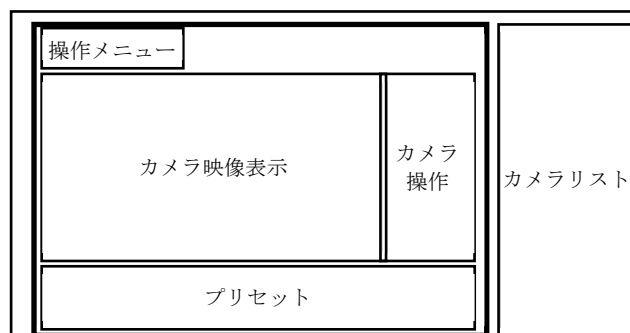
カメラ選択（サムネイル）画面



カメラ選択（サムネイル）画面例

- ① 検索結果をサムネイル表示可能(カメラリストより)
- ② サムネイルにエンコードの URI 情報を埋め込む
- ③ 配置されたサムネイルをクリックすることにより、カメラを選択
- ④ プレビュー表示エリアにて、選択されたカメラ映像のプレビュー表示
- ⑤ カメラ選択後、操作画面ボタンをクリックすることによりカメラ映像を表示

操作画面（カメラ制御）画面



操作画面（カメラ制御）画面例

b) ライブ表示機能

① カメラ選択機能

管内のカメラを地図、カメラリスト、サムネイル静止画から選択できる画面を有するものとする。

② ライブ表示機能

カメラ選択機能で選択されたカメラのストリームを利用者の PC 上で表示可能とする。

c) カメラ制御機能

① 国交省標準コマンド送信機能

国交省標準コマンドをカメラに対して送信可能とする。詳細は、令和3年3月版「CCTV カメラ設備機器仕様書」の別冊「CCTV 設備制御インタフェース仕様書（案）」に記載する。

- | |
|--|
| ① カメラ映像表示エリアにて各選択画面により選択したカメラの映像を表示 |
| ② カメラコントローラにて、カメラ映像表示エリアにて表示されているカメラの制御が可能 |
| ③ カメラコントローラ内の各種ボタンをクリックすることで以下の制御が可能 |
| 回転台制御 |
| ワイパ制御 |
| 照明（ON/OFF）制御 |
| フォーカス（近/遠/自動） |
| レンズ制御（望遠/広角） |
| プリセット選択 |

② ONVIF コマンド送信機能

ONVIF 対応カメラに対して制御コマンドを送信して制御可能とする。

d) カメラ制御管理機能

ユーザレベルごとの機能・権限は以下の通りとする。

ユーザレベルによる機能制限

レベル	ユーザ名ID	カメラ制御の優先度
1	管理者	カメラ制御ユーザが制御中においても割り込み制御が可能。カメラ情報登録及び編集、ユーザ設定を可能とする。
2	カメラ制御ユーザ	管理者がカメラ制御中は、操作完了後 n 分間は制御が行えないものとする。(n=設定可能) カメラ制御ユーザ間は、後取り優先
3	一般ユーザ	映像の閲覧のみ可能で、カメラ制御は不可。

e) メタデータ連携機能

映像共有化システムのメタデータと連携・カメラデータを取得することで、カメラの追加、削除を容易に可能なこと。

メタデータの仕様に関しては、国土技術政策総合研究所 映像共有化システム機能仕様書によるものとする。

- ① CCTV 制御サーバは、クライアント(管理者)からの要求で、メタサーバの DB に問い合わせを行い、要求されたメタデータを入手する。
- ② CCTV 制御サーバは、前項で参照したメタデータに基づき、管理者向け画面に取り込み及び制御設定を行い、各操作 PC に対して画面提供を行う。
- ③ カメラ管理台数は、300 台以上登録可能とする。
- ④ メタデータとの連携（カメラ追加、削除）は、CCTV 操作端末又は職員 PC から実施可能とする。

尚、CCTV 制御サーバがメタデータ連携するために映像共有化システムの改修は不要とする。

f) カメラの状態監視

操作メニューの状態監視を選択することで、カメラの状態監視機能を有すること。

カメラの状態監視は、CCTV 操作端末又は職員 PC にて実施可能とする。

① 機器状態

カメラ機器の現在の状態をリスト表示させる。ステータスは、正常、故障、通信異常とし、状態変化があれば定周期に自動更新もしくは手動更新が行えるものとする。

故障、通信異常発生中の機器は、リスト上位に優先して表示させる。

② 履歴

カメラ機器の状態履歴をリスト表示させる。ステータスは、回復、故障、通信異常とし、リストは時系列に表示させる。

g) システム管理機能

① ログイン機能

ブラウザにてサーバにアクセスし、ログインを行う機能を有すること。ログインはサーバにて管理している ID およびパスワードをチェックし、双方が適合した場合のみログインを可能とすること。

② ユーザ管理機能

ユーザ ID によるユーザレベル管理を行うこと。ユーザレベルには、管理者、カメラ制御ユーザ、一般ユーザの 3 段階を想定する。また、ユーザレベルにより機能制限が可能なものとし、ユーザの追加、パスワード設定等については、管理者のみ可能とする。カメラ制御ユーザについてはパスワード必要、不要の選択を可能とする。なお、一般ユーザについてはパスワード不要でログイン可能とする。

ユーザレベルによるパスワード制限

レベル	ユーザ名ID	パスワード
1	管理者	必要
2	カメラ制御ユーザ	必要/不要
3	一般ユーザ	不要

2. CCTV 操作端末 PC

- a) CPU Intel (R) Core(TM) i7 2.1Hz 以上
- b) メモリ 16GB 以上
- c) 磁気ディスク 500GB 以上 (RAID なし)
- d) LAN 1000BASE-T×1 以上
- e) OS Windows 11Pro
- f) 形状 デスクトップ型
- g) 電源 AC100V、50Hz
- h) その他 Microsoft Edge (IE 互換モードは不可) で映像表示させるため、PC へのソフトデコーダのインストールは不要とする。
(対象 PC は CCTV 操作端末の PC 又は職員 PC とする)

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、 施工時期、施工時間及び施工方法。	第36条

別紙－2(完成図書用)

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
 (工事名:R7二瀬ダム CCTV 制御設備更新工事)

会社名:〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署(自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	設計管理担当部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署(自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	工程管理担当部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署(自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	検査・試験担当部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 (自社)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 (委託先)	所在地:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000

- ※ 主たる設備について記載すること。(主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)
- ※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
- ※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙-3(完成図書用)

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
(工事名:R7二瀬ダム CCTV 制御設備更新工事)

会社名:〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	障害時の支援担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
技術的内容 の問合わせ 対応体制	技術的内容の問合わせ 担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	技術的内容の問合わせ 担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000

- ※ 各体制は自社の担当部署及び所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
- ※ 各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

証明書

工事名：R 7 二瀬ダム CCTV 制御設備更新工事

受注業者：_____

証明者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

概略工事工程表
 工事名：R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事

別紙-5

工種	単位	数量	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
			余裕期間	式	1						
準備・調査	式	1									30日間
機器製作	式	1									150日間
ネットワーク設備工	式	1									20日間
後片付け											20日間
制約条件	夏季休暇										8月中旬

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏 名 T E L F A X	
VE提案の概要 <div style="float: right; margin-left: 20px;"> 注) 記入欄が不足する場合には、様式-6(1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。 </div>		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式-6(2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 略図等	【改善案】 略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－６(４)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	種別	工事関係書類			工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	作成書類の役割分担		発注者作成書類の位置づけ						受注者作成書類の位置付け		工事書類作成媒体の事前協議		備考				
		No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示		通知		提出		提示		監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子☆	紙◎		
								受注者	発注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員	監督職員							
作成書類の役割分担	設計審査会で確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-	○													令和〇年〇月〇日設計審査会で確認			
		2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○														令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
		3	【事例】土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○			○											土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出		
		4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○			○												令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		5	【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○												令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○				○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○			○												令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
契約書類	設計図書	8	工事請負契約書	-	-	○																
		9	共通仕様書	-	-	○																
		10	特記仕様書	-	-	○																
		11	発注図面	-	-	○																
		12	現場説明書	-	-	○																
		13	質問回答書	-	-	○																
		14	工事数量総括表	-	-	○																
		工事着手前	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○				○									契約書を作成する全ての工事	
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2	○				○										
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○				○										
				18	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4	○				○										電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
				19	建退保証証受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	○					○									
				20	工事別共済証受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	○					○									
				21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	○					○									
22	被共済者就労状況報告書			現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	○					○											
23	掛金充当書			現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	○					○											
24	請求書(前払金)			工事請負契約書第34条1項	様式-5	○					○											
その他	その他	25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	○					○									契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7	○				○										契約図書で規定された場合に提出する。		
		27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工用-	共通仕様書1-1-1-19-4	-	○				○										該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
		28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工用-	共通仕様書1-1-1-19-5	-	○				○										該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
		29	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	-	○				○												
		30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-	○				○												
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	-	○				○									工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-	○				○											
			33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○				○											
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	-	○				○											
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	-	-	○				○											設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
	2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○				○										・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月5日付国官技第319号、国営第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営業業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-	○				○											
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○				○											
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○															
			40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○				○										協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
			41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○				○											
			42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○				○											
			43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○				○											
			44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○				○											
			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○				○											設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-	○					○										設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置付け						受注者作成書類の位置付け		工事書類作成媒体の事前協議		備考			
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示		通知		提出		提示		監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子☆	紙◎	
								受注者	発注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品						
工事中	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11		○												・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○													・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	-		○							○						ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	-		○							○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○								○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	-		○													事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
	⑤ 工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14		○													工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
		54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-		○													指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○													
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○													
		完済部分検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○													
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○													
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○													
		既済部分検査	60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○													
			61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○													
			62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	-		○													
		修補	62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○													
			63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○													
		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○														
		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○														
		66	工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23		○														
		支給品	建設機械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○												
	68			支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○													
	69		建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○														
	70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○															
	71	現場発生品	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○															
	その他	72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	-		○														
		73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	-		○							○							
		74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	-		○														
		75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○														
76	新技術活用関係資料	特記仕様書	-		○								○								
工事完成時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○														
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○														
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○														
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○														
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○														
		82	品質証明書	特記仕様書	様式-33		○														
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	-		○													☆	
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	-		○														
	工事完成図書	85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○														
		86	工事完成図書	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	-		○													☆	
その他	87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	-		○													☆		
	88	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-		○															
89	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-		○																
工事後	その他	90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	-	○	○														

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【別紙様式例】

提出日 令和 年 月 日

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。 ※1)

		氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・所 属部署	役職
情報管理責任者 (※2)	A					
情報取扱管理者 (※3)	B					
	C					
業務従事者 (※4)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

(※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

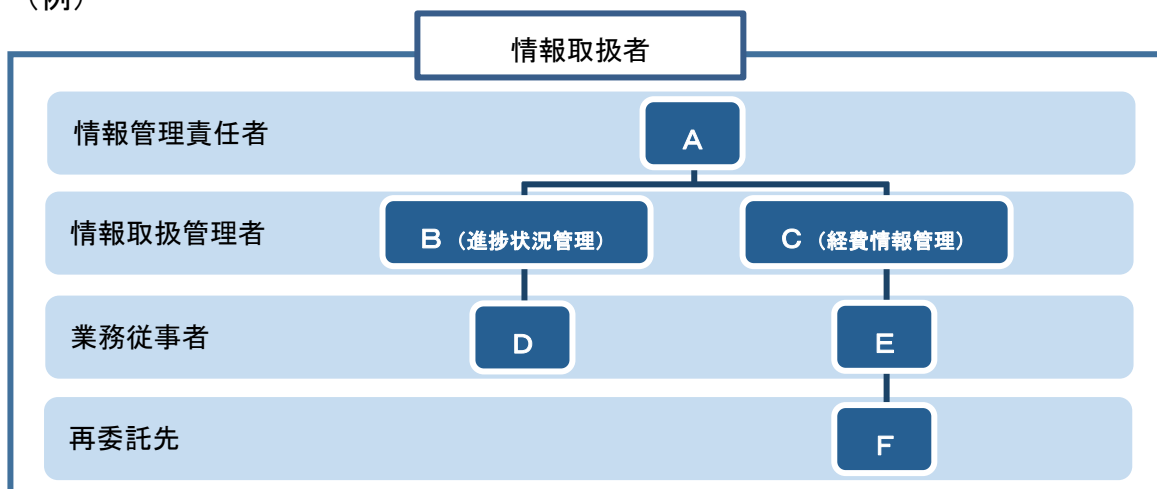
(※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。 ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図

(例)



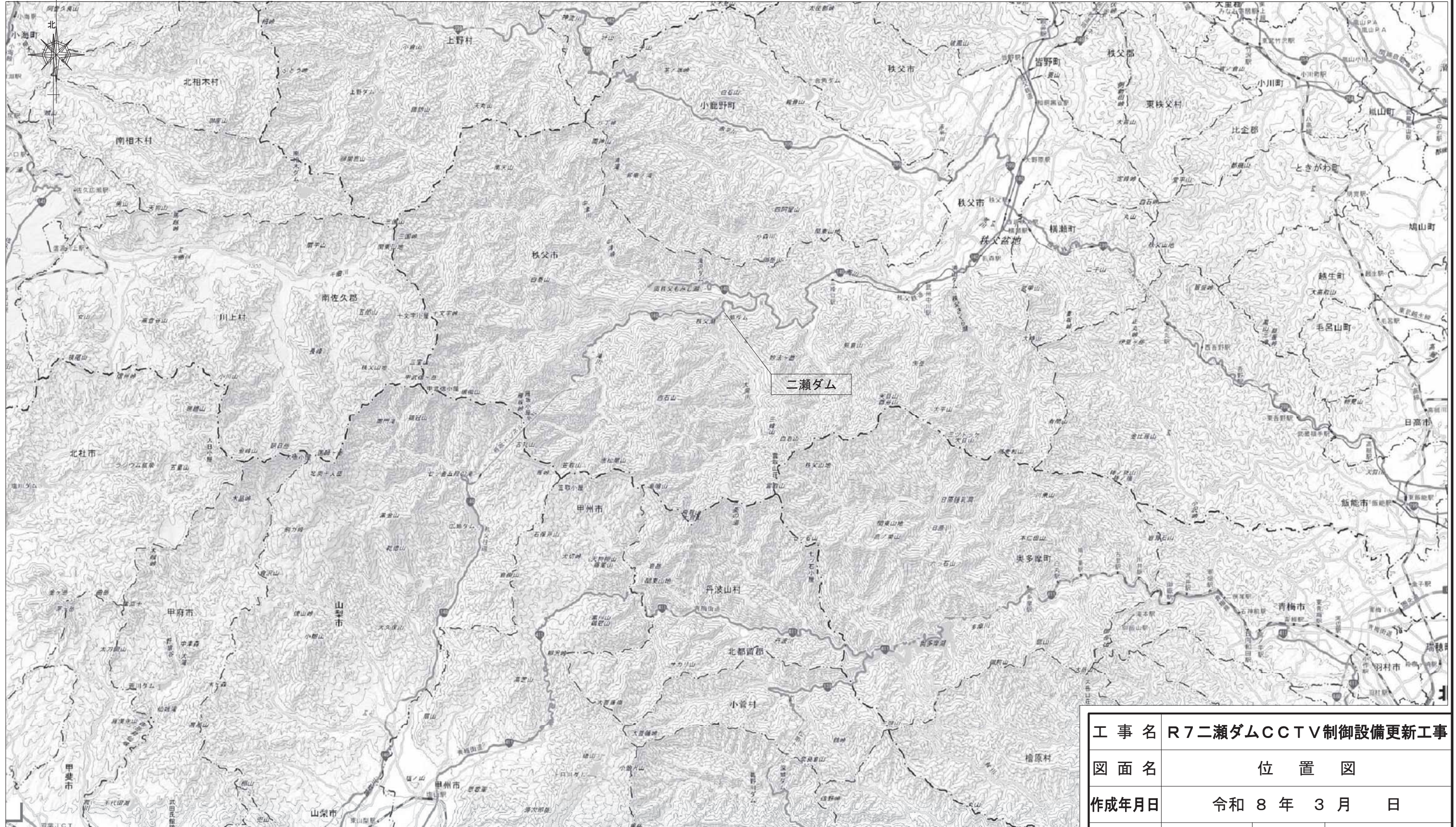
※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。
- ・ 記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

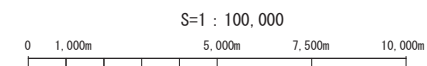
位置図

S=1:100,000



地図データ出典：国土地理院WEB版より

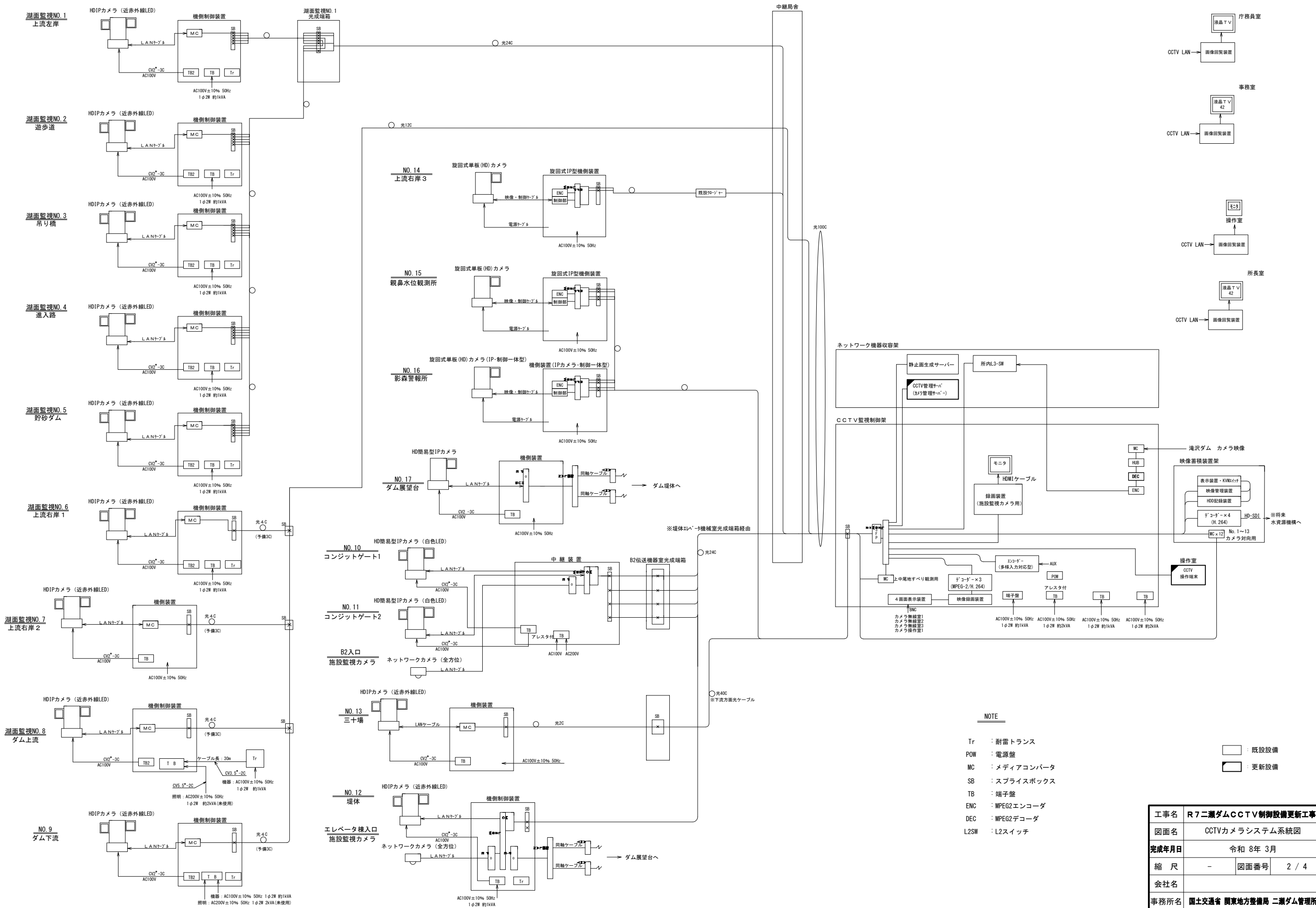
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。



S=1:100,000

工事名	R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事		
図面名	位置図		
作成年月日	令和8年3月日		
縮尺	S=1:100,000	図面番号	1 / 4
会社名			
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		

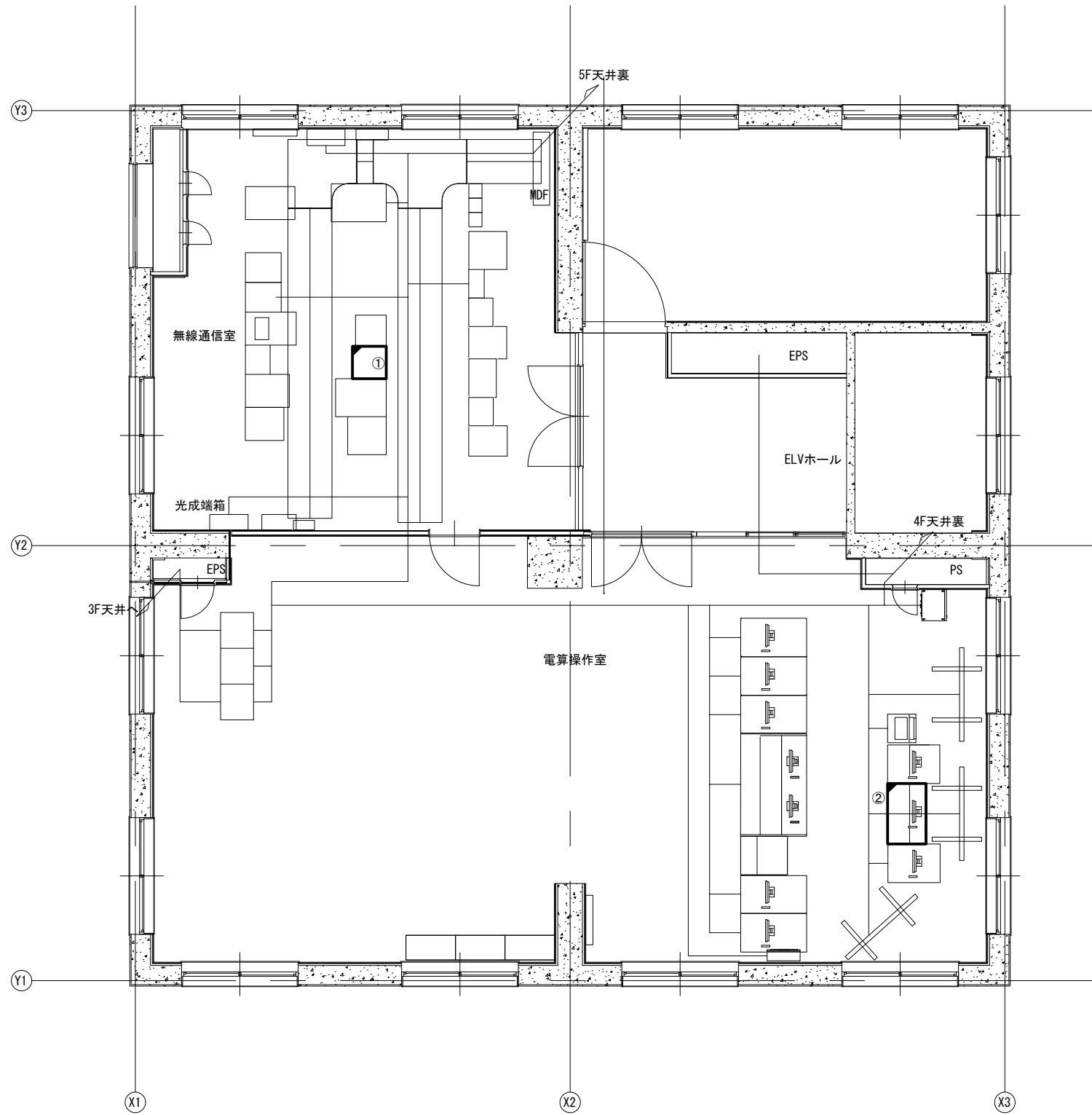
CCTVカメラシステム系統図



- NOTE**
- Tr : 耐雷トランス
 - POW : 電源盤
 - MC : メディアコンバータ
 - SB : スプライスボックス
 - TB : 端子盤
 - ENC : MPEG2エンコーダ
 - DEC : MPEG2デコーダ
 - L2SW : L2スイッチ
- : 既設設備
 ■ : 更新設備

工事名	R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事		
図面名	CCTVカメラシステム系統図		
完成年月日	令和 8年 3月		
縮尺	-	図面番号	2 / 4
会社名			
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		

二瀬ダム管理所4階 機器配置・配線図



No.	機器名称(無線通信室)	備考
①	CCTV管理サーバ(カメラ管理サーバ)	
②	CCTV操作端末	

凡例

	: 既設設備
	: 更新設備

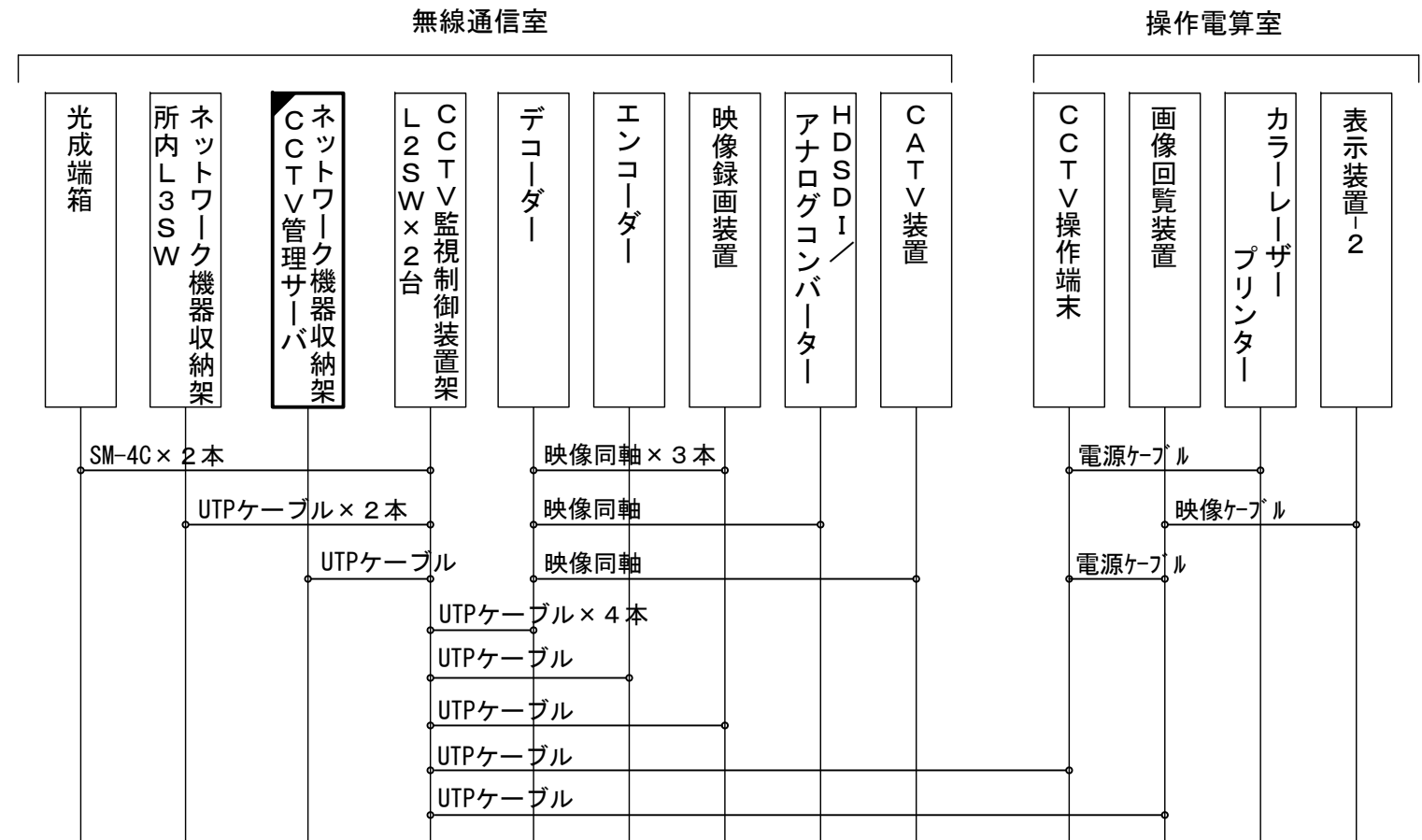
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事		
図面名	二瀬ダム管理所4階 機器配置・配線図		
完成年月日	令和 8年 3月		
縮尺	1 : 50	図面番号	3 / 4
会社名			
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		

ネットワーク機器収容架実装図



配線系統図



□ : 既設設備

■ : 更新設備

工事名	R7二瀬ダムCCTV制御設備更新工事		
	ダム管理所4階無線通信室機器配置図 機器実装図 配線系統図		
完成年月日	令和 8年 3月		
縮尺	-	図面番号	4 / 4
会社名			
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		